

令和3年（ネオ）第63号

上告人 一審原告67名

被上告人 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

上告理由書

2021（令和3）年6月16日

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人 弁護士 鈴木克昌



同 弁護士 関 夕三郎



同 弁護士 長谷川 亮輔



同 弁護士 門馬義昭



同 弁護士 舘山史明



外

目次

第1	はじめに	3
第2	憲法違反（民事訴訟法312条1項）	3
1	原判決の認定.....	3
2	居住・移転の自由（憲法22条1項）について	4
3	幸福追求権（憲法13条）	5
4	平等原則違反（憲法14条）	6
第3	理由不備（民事訴訟法312条2項6号）の違法があること	11
1	理由を付さずに一審被告東電の既払額の主張を認めたこと	11
2	原判決の判断.....	12
3	理由不備の違法	12
第4	結論	13

第1　はじめに

原判決は、憲法上の権利である居住・移転の自由（憲法22条1項）、幸福追求権（憲法13条）、平等原則（憲法14条1項）に違反するものであるし、弁済の抗弁に関する一部の争点については理由不備の違法がある（民事訴訟法312条2項6号）ため、破棄された上で、一審原告らの請求に基づく損害額が認定されるべきである。

第2　憲法違反（民事訴訟法312条1項）

1　原判決の認定

原判決は、被侵害利益及び精神的損害について、次のように述べる。

「何人も、自己の選択した居住地及びその立地する周辺環境において、自己の選択した仕事に従事しながら、放射線被ばくの恐怖や不安を感じることなく平穏な日常生活を送り、地域や職場のコミュニティの中で周りの人々との各種交流等を通じて、自己の人格を形成、発展させるという人格的利益を有すると解される。

しかし、本件事故が発生したことにより政府等によって避難指示が発せられ、避難を余儀なくされた者は、平穏な日常生活を侵害され住み慣れた生活の本拠からの移転を余儀なくされ、それに伴って職を失ったり、変更したりせざるを得なくなるとともに、将来の見通しの立たないことによる不安を感じながら慣れない土地での不便な避難生活を強いられることになる。そして、このことは、政府等による避難指示等によらないで生活の本拠から退去した者についても、一般人の感覚に照らして、その避難に合理性が認められ、避難と本件事故との間に相当因果関係が認められる場合には同様である。このような人格的利益（以下、このような利益を包括して「平穏生活権」という。）は、憲法13条、22条1項等に照らし、原賠法上においても保護されるべき利益というべきであり、その中には、一審原告らが『ふるさと喪失』と主張する避難前に有していた地

域やそこで暮らす人々とのつながりの喪失も含まれるものである。」（256頁以下）。

すなわち、原判決は、本件の被侵害利益を、平穏生活権の一種とし、憲法13条（人格権）や同22条1項（居住・移転の自由）に照らしても保護される利益であることは認めている。

しかしながら、原判決の認定は、損害について極めて低廉な損害額を認定しており、原告らに上記憲法上の利益があることを大きく見誤る帰結を導いている。

以下、これらについて詳述する。

2 居住・移転の自由（憲法22条1項）について

(1) 前述したとおり、原判決は、「本件事故が発生したことにより政府等によって避難指示が発せられ、避難を余儀なくされた者は、平穏な日常生活を侵害され住み慣れた生活の本拠からの移転を余儀なくされ、それに伴って職を失ったり、変更したりせざるを得なくなるとともに、将来の見通しの立たないことによる不安を感じながら慣れない土地での不便な避難生活を強いられる」と認定している。

これは一見、憲法22条1項にも配慮しているかのような記載ではある。

しかし、居住・移転の自由は、経済的自由の性質のみならず、自己の好むところに移転し、居住するという人身の自由としての価値や、自由な移動の制限が、人々が差し向かいで行う意思伝達、意思交換の抑圧を意味するという表現の自由と関連する権利である。

そして、人の活動領域を拡大することによって見聞を広め、新たな人的交流を可能にすることで、人格形成に必要な不可欠な条件ともなりうる、人格の陶冶に寄与するという意味で人間存在の本質的自由としての意義を持つ、根源的な権利にはかならない（野中俊彦ほか『憲法I（第5版）』458頁）。原判決は、このような居住・移転の自由の性質についてまるで考察を加える

ことなく、徒に損害額を認定しているのであるから、その推論過程はあまりにも杜撰であるといわざるをえない。

(2) 一審原告らは、本件事故により、自身の故郷、または愛着のある場所であり、今後住み続けることを希望していた場所でもある福島県内から離れ、本来であれば住む必要がなかった場所である避難先での苦しい生活を強いられている。

他方で、一審原告らの中には、本件事故により、福島県を離れて別の場所で生活することを希望していたにもかかわらず、自分では如何ともしがたい事情から、福島県外へ避難することができずに、福島県内に滞在せざるを得なかった者もいる。

そうだとすれば、福島県内から避難して来た者であっても、福島県内に滞在せざるを得なかった者であっても、本件事故により、自己の欲する地に住所居所を定め、あるいはそれを変更する自由、および自己の意に反して居住地を変更されることのない自由を侵害されていることは明らかである。

原判決は、形式的には憲法22条1項に触れるものの、一審原告らが、憲法22条1項という人間存在の本質的自由が侵害されていることに見合った賠償額を認定しなければならなかつたが、そのような責務を放棄しているといわざるをえない。

3 幸福追求権（憲法13条）

(1) 原判決は、「何人も、自己の選択した居住地及びその立地する周辺環境において、自己の選択した仕事に従事しながら、放射線被ばくの恐怖や不安を感じることなく平穏な日常生活を送り、地域や職場のコミュニティの中で周りの人々との各種交流等を通じて、自己の人格を形成、発展させるという人格的利益を有すると解される。」として、この人格的利益について、憲法13条に照らし、保護される利益であるとしている。

これも一見、憲法13条に配慮しているかのような記載である。

しかし、憲法13条で保障される人格権は、個人の人格価値に関わり、それを侵害されない根源的な権利である。

このような権利の性質を十分に精査したうえで損害額は認定されなければならないが、前述同様、原判決は、このような居住・移転の自由の性質についてまるで考察を加えることなく、徒に損害額を認定しているのであるから、やはりその推論過程はあまりにも杜撰である。

以下詳述する。

(2) 前述同様、原告らは、地域や職場のコミュニティの中で周りの人々との各種交流等を通じて、自己の人格を形成、発展させるという人格的利益を有していたが、これらを奪われてしまったものであるが、原判決にはその点について詳細かつ具体的に検討を加えた形跡はない。

原判決は、形式的には憲法13条に触れるものの、一審原告らが、憲法13条という人間存在の本質的自由が侵害されていることに見合った賠償額を認定しなければならなかったが、やはりこの点でも、そのような責務を放棄しているといわざるをえない。

4 平等原則違反（憲法14条）

(1) 原判決も一審判決も、一審原告らを本件事故前の居住地によって賠償額に差をもうけている。

一審原告らの受けた苦痛や苦悩、転居後の不自由さ等は、決して事故前の居住地によって大きな差異はない。

それにもかかわらず、原判決は、帰還困難区域か、避難指示解除準備区域か、特定避難勧奨地点か、自主的避難等対象区域かといった事故前の居住地によって、賠償額に最大50倍もの差異をもうけてしまっている。

このように、損害額について、著しく差異を設けることは合理性を欠くものであり、国により不合理な差別がなされたものと評価せざるをえない。

これは、憲法14条に反するものである。

以下詳述する。

- (2) 憲法14条1項後段は「人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において、差別されない」と規定している。

ここで、「社会的身分」とは、「社会において占める継続的な地位」（最高裁判所昭和39年5月27日民集18巻4号676頁）をいうところ、事故前の住所（これによって区域等が一義的に定められることになる）はまさに社会において占める継続的な地位となっている。

なぜなら、人が住居を生活の本拠とするとともに、行政も住民票等により市民の所在を確認していること等に照らせば、住所と社会とは切り離せない関係にあるため、事故前の住所も、当然に社会において占める継続的な地位といえるからである。

そのため、事故前の住所は憲法14条1項後段「社会的身分」に該当する。

- (3) 一般に、平等原則違反かどうかは、「不合理な差別」に当たるか否かの問題に還元され、具体的な区別が「合理的」か「不合理」かが実体上の判断基準となる。とりわけ、憲法14条1項後段に列挙されている事由については、より慎重に不合理な差別に当たるか否かが判断されなければならない。

本件は列挙事由である「社会的身分」に関する異なる取扱いが問題となるので、厳格な合理性の基準で違憲性を判断すべきである。

具体的には、区別の目的が重要なものかどうか、目的達成手段が目的と実質的な関連性を有するかを検討することとなる。

ア 原判決は、原告それぞれに生じた損害を個別に区別しながら損害額を認定している。原告それぞれにおいて生じた損害の内容も異なるのであるから、原告それぞれに生じた損害を個別に配慮しながら、公平に損害額を認定するその目的自体は重要なもので、首肯しうる。

イ しかしながら、個別の損害額を認定するための手段は著しく相当性を欠くものである。

原判決は、個別の損害額を認定するために、避難区域等を基準にして損害額をほぼ決定している。しかし、損害額を認定するに当たり、避難区域等の差異は現実的な意味を有しない。

なぜなら、原告らが抱いた精神的苦痛、本件によって侵害された被侵害利益（前記のとおり。原判決256頁以下）は、避難区域等によって変わるものではなく、少なくとも本件原告らの事故前の住所に照らせば、事故により感じた不安や恐怖そのものに大きな差異は設けられるはずがないのである。

国が決めた避難区域等の有無により、原告ら個人の精神的苦痛の程度が大きく左右される等といったことはあってはならない。

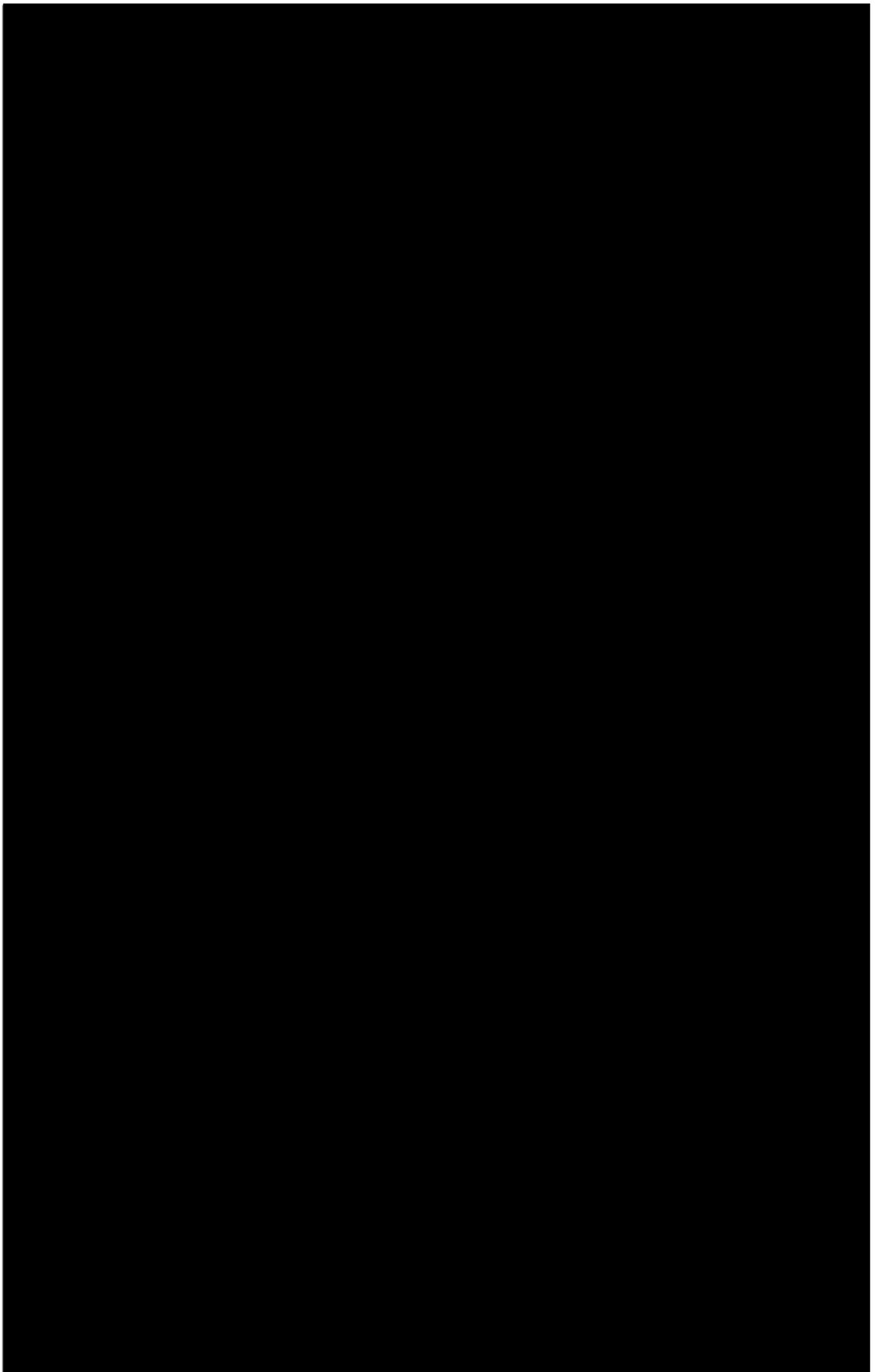
ウ たとえば原判決は、帰還困難区域の一審原告について、1500万円の慰謝料額を認定している。これ自体、完全賠償には不十分な金額ではあるが、それを一旦措くとしても、他の区域の住民（避難指示解除準備区域1100万円、特定避難勧奨地点580万円、旧緊急時避難準備区域280万円、自主的避難等対象区域30万円ないし70万円）は、比べるべくもないほど低廉な金額に抑えられてしまっている。

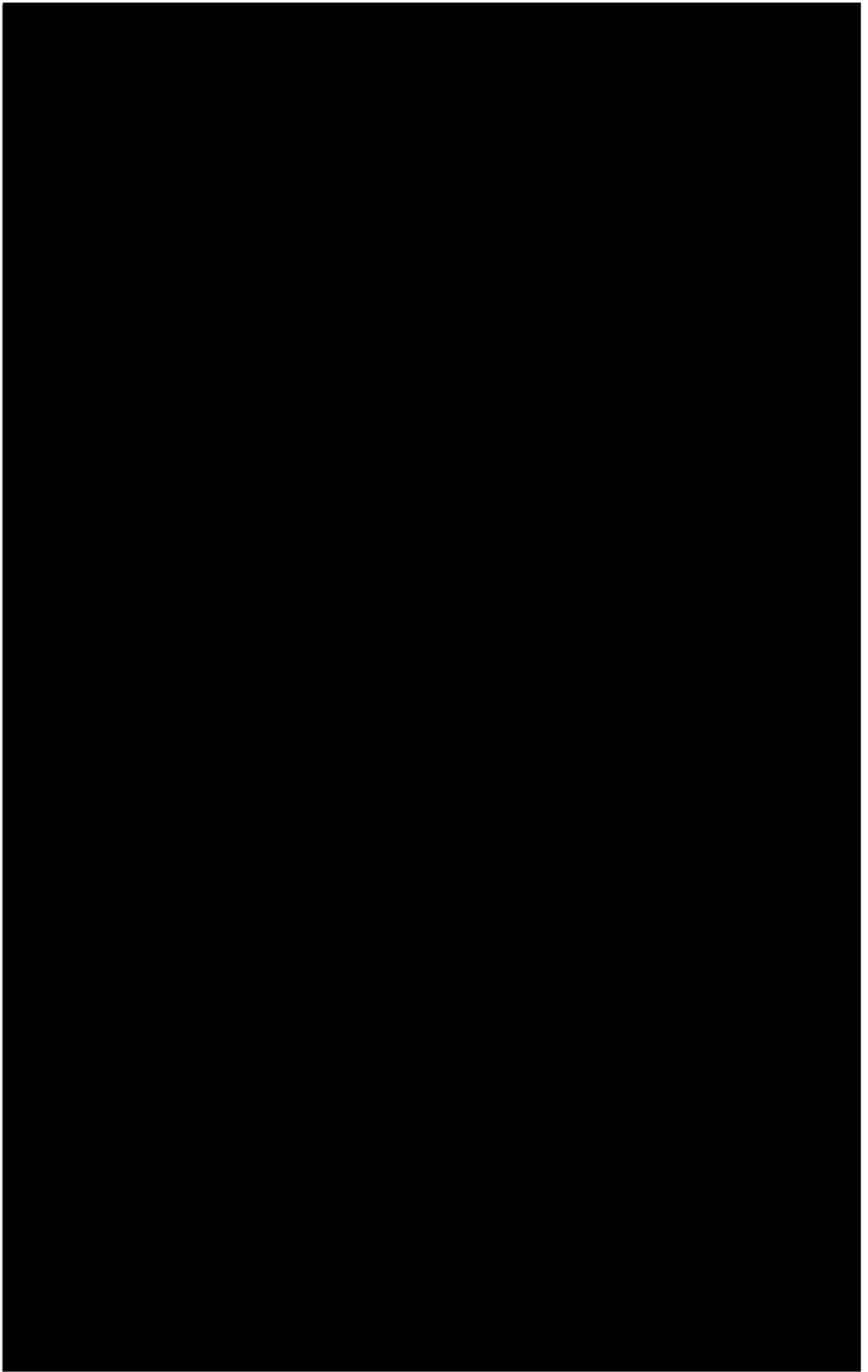
金額は最大50倍の格差となっているが、30万円と賠償額が認定された一審原告の受けた被害は、帰還困難区域の一審原告の50分の1ではない。

したがって、原判決は、原告の損害額を個別に認定すべく、避難区域等を基準にしているが、これらは原告それぞれにおいて生じた損害額を公平に判断する目的に照らせば、むしろ極めて不公平な結論しか導いていないものであって、もはや目的との実質的な関連性は皆無といえる。

よって、原判決には、憲法14条1項の平等原則における違反がある。

(4) 以下、一審原告らの具体的な損害について列挙して補足説明する。





第3 理由不備（民事訴訟法312条2項6号）の違法があること

1 理由を付さずに一審被告東電の既払額の主張を認めたこと

原判決は、自主的避難等対象区域からの避難者（区域外避難者）の既払金額について、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADR」という。）での和解において、明確に既払額の一部を「慰謝料」と限定して合意された経過があるにもかかわらず、理由を示さず、この合意に反する金額を「慰謝料」として既払いである旨認定した。

既払金額が変われば、判決で認容される金額も当然に変わることろ、この点について理由を付していないのであるから、民事訴訟法312条2項6号「判決に理由を付せず、又は理由に食い違いがあること。」に該当し、この点のみにおいても破棄を免れ得ない。

なお、この点についての一審被告東電の主張と一審原告らの主張の対比については、一審原告第44準備書面（弁済の抗弁）を参照されたい。

以下、詳述する。

2 原判決の判断

原判決は、自主的避難等対象区域の一審原告らについて、自主的避難等対象区域の住民の精神的損害に対して支払われる8万円又は48万円のうち、どこまでが精神的損害に対する慰謝料の弁済になるかという点について、「一審原告らは、仮に部分的な重なり合いがあるとしても、中間指針等が定める慰謝料の中には、「生活費増加分」として本件事故によって増加した生活費の賠償が含まれているから、既払金全額を充当することは不当であるなどと主張する。確かに、中間指針及びそれを踏まえて策定された一審被告東電の賠償基準に基づいて避難指示等対象区域の住民の精神的損害に対して支払われる月額10万円や自主的避難等対象区域の住民の精神的損害に対して支払われる8万円又は48万円には、避難生活に伴う生活費の増加費用が含まれるものである。しかし、避難生活に伴う生活費の増加費用が精神的損害と一体として支払われるのは、避難者等の数が膨大であり、避難による生活費の増加費用について主張立証を求める場合には相当の困難を伴うだけでなく、各避難者にとっても、そもそも生活費増加分には水道光熱費のように本件事故に起因する部分を特定することが困難な費用が含まれ、また、避難に伴う生活費の増加が避難生活に伴う精神的苦痛と密接不可分な関係にあることから、精神的損害の名目で一括して賠償するのが合理的だからである。したがって、一審被告東電としては、精神的損害に対する賠償として支払われた避難指示等対象区域の住民に対する月額10万円や自主的避難等対象区域の住民に対する8万円又は48万円の全額をもって弁済を主張できるというべきである。」と判示した（原判決282頁）。

3 理由不備の違法

この判示に基づき、原判決は、ADRを経ておらず、したがって支払額のう

ちいくらが慰謝料額でいくらが生活費増加分かを分別していない一審原告のみならず、ADRにおいて慰謝料の充当金額を明確に定めて和解した一審原告についても、なんら個別の事実認定をすることなく、各当事者の意思を具体的に論じることもなく、漫然と既払全額を慰謝料として控除の対象としてしまっている。

ADRにおいては、当該申立人（一審原告）やその世帯について、生活費増加分がどれくらいで、慰謝料がどれくらいだという点についても当事者の実情を踏まえた上で、いくらを慰謝料とするかについて当事者の意思が合致して和解が成立している。

もし裁判所がそれに反する認定をするのであれば、少なくとも理由を付す必要がある。

原判決がこれを一切行っていないのは、重大な理由不備といわざるを得ず、上告理由となることは明らかである。

第4 結論

以上のとおり、原判決は、憲法上の権利である居住・移転の自由（憲法22条1項）、幸福追求権（憲法13条）、平等原則（憲法14条1項）に違反するものであるし、弁済の抗弁については理由不備の違法がある（民事訴訟法312条2項6号）ため、破棄された上で、一審原告らの請求に基づく損害額が認定されるべきである。

以上